

平成 23 年 8 月 23 日

公立大学法人横浜市立大学

理事長 本多 常高 様

横浜市公立大学法人評価委員会

委員長 川村 恒明

平成 22 年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果について（通知）

地方独立行政法人法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 118 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、  
横浜市公立大学法人評価委員会の評価結果を別紙のとおり通知します。

平成 22 年度

## 公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果

1. 全体評価
2. 項目別評価

横浜市公立大学法人評価委員会

平成23年8月



## 目次

1. 全体評価	1
2. 項目別評価	5
I 大学の運営に関する目標を達成するための取組	5
【総括的評価】	5
【法人の主な取組状況】	5
1. 教育の成果に関する目標を達成するための取組	5
2. 教育内容等に関する目標を達成するための取組	6
3. 学生の支援に関する目標を達成するための取組	7
4. 研究に関する目標を達成するための取組	7
【評価事項】	8
【指摘事項】	9
II 地域貢献に関する目標を達成するための取組	10
【総括的評価】	10
【法人の主な取組状況】	10
【評価事項】	10
【指摘事項】	10
III 国際化に関する目標を達成するための取組	11
【総括的評価】	11
【法人の主な取組状況】	11
【評価事項】	11
【指摘事項】	11
IV 附属病院に関する目標を達成するための取組	12
【総括的評価】	12
【法人の主な取組状況】	12
1. 安全な医療の提供のための取組	12
2. 健全な病院経営の確立のための取組	12
3. 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組	13
4. 高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組	13
5. 良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組	14
【評価事項】	15
【指摘事項】	15

V	法人の経営に関する目標を達成するための取組	16
	【総括的評価】	16
	【法人の主な取組状況】	16
	1. 経営内容の改善に関する目標を達成するための取組	16
	2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組	16
	3. 広報の充実に関する目標を達成するための取組	17
	【評価事項】	19
	【指摘事項】	19
VI	自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供 に関する目標を達成するための取組	20
	【総括的評価】	20
	【法人の主な取組状況】	20
	【評価事項】	20
	【指摘事項】	20
VII	その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組	21
	【総括的評価】	21
	【法人の主な取組状況】	21
	【評価事項】	21
	【指摘事項】	21
VIII	予算、収支計画及び資金計画 等	22
	【総括的評価】	22
3.	参考	23
	委員構成	23
	開催状況	23
	横浜市公立大学法人評価委員会事務局	23
	法人評価の概要	24
	主な評価の方針	24
	評価の流れ	24

# 平成 22 年度 公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果

## 1 全体評価

### 〈はじめに〉

公立大学法人横浜市立大学は、市が有する意義ある大学として、市民が誇りうる、市民に貢献する大学となること、さらには、発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育・研究を充実し、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学になることを目指している。この2つの目標を実現するために、「教育重視・学生中心・地域貢献」という基本方針のもとに大学運営の充実発展に取り組んでいる。

横浜市公立大学法人評価委員会による年度ごとの業務の実績に関する評価は、平成 17 年 4 月の法人化後、6 度目であり、第 1 期中期目標、中期計画期間のうち最終年度に係わる評価となった。これまでの評価や平成 20 年度に実施した中間評価を踏まえ、①中期目標の達成に向け、中期計画等の進捗を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと、②前年度の評価の中で指摘した事項については、大学運営に的確に反映されているかなどを翌年度の評価の中で確認すること、③自主自律的な大学運営の実現を目指し、法人全体の組織・業務等の改善・充実を図る観点から、必要に応じて修正を求めること等を基本方針とし、第 2 期中期目標期間での継続的な取組・実施を念頭に置きつつ、この年度の評価を行った。

### 〈過年度評価結果の概要〉

平成 17 年度評価では、法人化後 1 年目でもあり、理事長及び学長のリーダーシップのもとに、年度計画に定められている課題に精力的に取り組んでいること等から、全体の評価としては年度計画を概ね順調に実施していると認めると同時に、個々の取組に対する項目別評価の中において、評価すべき事項とともに今後の具体的な成果を求めるなどの指摘事項を付した。

平成 18 年度評価は、厳しい経営環境のもとにありながら、経営面では法人全体で前年度よりも改善が進められており、また教育・研究面でも着実に改善が進められているなど、全体としては中期計画に基づいて年度計画を概ね順調に実施していると認めると同時に、引き続き、設立団体が示した中期目標の達成に向けて、教育・研究の充実に努力を重ね、また法人の経営や財務運営などについても説明責任を果たしていくことを期待したいとした。

平成 19 年度評価は、大学院医学研究科における学位審査等に係る一連の事態について、健全な法人運営の基盤そのものを揺るがしかねない大きな課題が内包されていたことを指摘し、法人全体としての内部統制・管理体制の確立に今後総力を挙げて取り組むように意見を付した。しかし、個々の取組については、教職員それぞれの地道な努力により、着実に成果を上げつつあるものも多々見受けられたことは大いに評価したいとし、今後とも、市民の信頼回復に向け、理事長及び学長のリーダーシップのもとに全教職員が一丸となって、全力で取り組んでいくことを期待するとした。

平成 20 年度評価は、法人が策定した年度計画については概ね順調に実施していると認められるが、前年度の学位審査等に係る不祥事に続き、奨学寄付金の執行等に関する不適切な処理が明らかになったことは大学への社会的信頼を再び大きく揺るがすことであり極めて遺憾であり、法令違反はもとより社会通念・良識にはずれる行為が再発することがないよう教職員全員が強い危機感をもち、意識改革の徹底を中心に、法人全体として強力な取組を進めるよう再度期待するとした。また、当委員会の過年度の評価からの指摘に対して改善は見られるものの、一部の項目について改善の進捗の遅れが見受けられるなど、法人全体として当委員会からの指摘事項に対する対応についての進捗管理がなお不十分である事項も散見された。法人として今後残された第 1 期中期計画期間に重点的に取り組むべき課題、あるいは第 2 期中期目標・計画期間との連続性のなかで達成を目指すべき課題など、課題の選択とその選択に基づく具体的取組の進め方について、さらに方向性を明らかにすることを期待するとした。

平成 21 年度評価は、理事長・学長の適切なリーダーシップのもと、年度計画に従い着実な法人運営が進められているとした。また、財務面においても、外部資金の獲得、附属 2 病院の診療収益の増加、委託契約内容の見直し等の経営努力が認められるとした。

しかし、研究院構想の立ち遅れや、USB メモリ紛失事件に見られる個人情報管理の不徹底など、一部の項目につき、進捗管理や委員会からの過年度指摘事項への取組が不十分な点が見られたこと、財務面を中心とした諸計画策定・運用などを通じ、法人経営の計画性をさらに強化する余地があることを指摘した。

そして、第 1 期中期計画期間の円滑な完了と第 2 期中期計画の策定及びその実現に向けた積極的な準備が進められること、全学構成員はもとより設立団体とも十分な意思疎通を行い、より多くの市民の共感と支援が得られるよう引き続き努力を重ねることを期待するとした。

## ＜平成 22 年度の評価結果＞

平成 22 年度の業務実績に関する全体的な評価としては、法人が策定した年度計画については概ね順調に実施していると認められる。しかし、22 年度は医学部長の更迭人事にかかる混乱や、センター病院における医師・看護師の医療用麻薬の不正使用、さらに医学部教授による学生への暴力事件などの「事件」が相次いで明らかになったことは、法人に対する市民の信頼を著しく損なうことであり、極めて重大な問題であると考えられる。

法人化以降、これまでも大学院医学研究科における学位審査等にかかる不祥事や奨学寄付金の執行等に関する不適切な処理などの不祥事が明らかになるたびに、本委員会として教職員の意識改革、法人内のガバナンス機能の強化及びコンプライアンス意識の向上を進めるべきとの指摘を繰り返してきたにもかかわらず、またしてもこのような不祥事が多発したことは極めて遺憾である。これまでの指摘が法人内での確に受け止められず、今後の適正な法人運営の確保に疑念を抱かざるを得なくなっているといっても過言ではない。

これまでの不祥事は主として医学部や附属 2 病院がその舞台となっている。しかし医学部等は、県内唯一の公立大学医学部及び附属病院として質の高い医療人の育成及び安全・安心で高度・先進的な医療の中心的存在として、極めて重要な役割を担ってきており、今後とも担い続けることが市民から強く期待されている。自らに課せられた役割の重要性を再認識するとともに、その伝統と役割に相応しい品格とプライドを持って、今後の取組を進めるべきである。そのためにも医学部・附属 2 病院はもとより、法人の構成員全てが、当委員会からの指摘を当事者意識をもって真摯に受け止め、自浄作用を働かせ猛省するとともに、第 2 期においては、民間企業や他の大学法人等における内部統制のあり方なども参考としつつ、真に本学にふさわしい責任と権限を明確にした適正なガバナンスの構築に全力を挙げられたい。また、その一環と

して教職員一人ひとりのコンプライアンス意識の更なる醸成等を図り、また学内のコミュニケーションを更に円滑に行えるような体制づくりを進め、市民の信頼の回復に全教職員を挙げて取り組まれない。

以上のほか、第1期中期計画期間最終年度となりながら、一部の項目については年度計画どおりの取組が進まなかったもの、また年度計画に沿って取組を実施したが、中期計画が達成できなかつたものが見受けられた。

具体的には、①研究院について、第1期中期計画期間で想定した機能を十分に発揮しえなかつた。このため第2期期間では、これまでの取組を拡充させ、学術院として再スタートすることとなったこと、②これまでも懸案となつてきたGPAについて、国際総合科学部のコース再編の議論との関連があることに起因したとはいえ、年度計画で掲げた導入時期が遅れたこと、③生命科学分野の研究体制の総合的再編の検討が遅れたこと、④教員のモチベーション向上に向けたテニユア制度等の具体化や法人独自の人事給与制度の改善が遅れていること、などがあげられる。

一方で、地域貢献に関する取組では、地域貢献センターを設置して取組を着実に進めた結果、全国的にも高い評価を受けることとなったことなど、本委員会が平成20年度に実施した中間評価やその後の指摘を受け、年度計画以上に取組が進められた項目も見受けられた。

そして、これらの成果と課題を総括しつつ、社会経済状況の変化も見据えながら、第2期中期計画の策定を進め、完成させたことは評価できるものとする。

なお、財務面では、目的積立金の活用や月次実績を踏まえた資金の再投資に加え、これまで行えなかつた退職給付にかかる引当を実施するなど、今後の経営におけるリスクの軽減が進められるとともに、約6億円の当期総利益を計上することができた。これは昨年度に指摘した予算統制機能の向上が図られてきた成果と考えられ、評価できる。

特に附属2病院の収益は順調に増加し、利益確保の大きな要因となっている。附属2病院の増収は、診療報酬の改定などの外部環境の変化によるところも大きいと考えられるが、同時に、人員配置の改善、施設・設備の充実など附属2病院の努力の結果として増収となったことが顕著に認められることから、これらの増収の要因についてさらに詳細に分析し、今後の経営に活かすべきである。

また、過年度の超過勤務手当の未払いによる臨時損失の計上など、運営面も含めた改善が必要な課題が生じている。第2期中期計画期間においては、このような事態が生じないように取組を進めることを期待したい。

以上、平成22年度を総括すると、多くの不祥事が発生し、法人のガバナンスを始めとした経営面での懸念すべき事態も生じたが、全体としては第1期6年間の成果と課題を総括しつつ、第2期計画期間への移行が概ね順調に進められており、年度計画に沿った法人運営が進められたと認められる。

法人としては第1期中期計画期間で達成できなかつた課題やさらに社会経済情勢の変化等に伴い今後新たに取り組むべき課題等を的確に整理するとともに、特に今年度に発生した不祥事を受けたガバナンス機能の強化・コンプライアンスの推進については、第2期中期計画において個別に項目を立てて対応することとしていることでもあり、これまで以上にその実現に向けた積極的な取組が進められることを期待したい。

最後に法人としての経営は、収益の増や人件費の低減等に努めることはもとよりであるが、大学に課せられた基本使命である教育研究活動のさらなる充実による、質の高い人材の育成と



優れた研究成果の創出、安心・安全で、より高度で充実した医療の提供を通じて、真に市民に貢献しうる大学となることを目指し、本当の教育と研究、診療に教員の力が十分に発揮されるように取り組むことを基本とすべきことはいうまでもない。そのためには、現状に甘んじることなく、今後とも教育・研究・診療や組織体制等のいっそうの充実を図り、国内外のトップクラスの大学と伍することができる実力の涵養を目指して不断の努力を重ねていくことを期待したい。

## 2 項目別評価

### I 大学の運営に関する目標を達成するための取組

#### 【総括的評価】

年度計画を概ね順調に達成したと認められる。大学院教育との一貫性等も考慮し国際総合科学部の4学系12コースへの再編を決定したこと、科学技術振興調整費（現：地域産官学連携科学技術振興事業費補助金）が平成29年度までの継続課題として決定されたことなどの成果も見られたが、他方研究院が当初想定機能を十分発揮しえず、平成23年度からこれまでの取組を拡充させ、学術院として再スタートすることとなったこと、GPAの導入時期が遅れたこと、生命科学分野の総合的再編の検討が遅れたことなどの課題も残っており、第2期中期計画期間の的確な対応を期待したい。

#### 【法人の主な取組状況】

##### 1. 教育の成果に関する目標を達成するための取組

###### 1-(1) 学部教育の成果に関する目標を達成するための具体的方策

- 共通教養においては、平成24年度の国際総合科学部コース再編に合わせ、各科目群に属する科目の内容や構成を見直し、整理、統合を行うための方向性を決定した。
- 国際総合科学部において、各コースにおいて英語で行う授業を開講し、各コース最低4科目（全7コース）とする年度計画に対して35科目（共通教養を含む）となった。
- 国際総合科学部において、海外インターンシップ及び国際ボランティアのPRをすすめ、参加への支援を行い、学生の参加者数が前年度から19人増加した。
- 医学部医学科において、定員増を踏まえ、教育の質の確保に努めるため、平成23年度以降の臨床実習プログラムの再編を行うとともに、担当教員を4人増員した。
- 医学部医学科において、医師国家試験の合格率の低下（21年度95.0%→22年度92.2%）を受け、5、6年生のカリキュラム調整や、成績不振者のさらなる個別指導強化を行うことを決定した。
- 医学部看護学科において、学生との個別面談、環境整備などの各種支援を行い、看護師・保健師国家試験の合格率100%を達成した。
- 医学部看護学科において、入学直後からの進路ガイダンス開催、卒業生による講演会、附属2病院の就職説明会、見学会、インターンシップ、就学金説明会など、計画的なキャリア支援を進め、附属2病院への就職率が、昨年度の29%から44%に増加した。

###### 1-(2) 大学院教育の成果に関する目標を達成するための具体的方策

- 修了者の進路把握の徹底を図るため、キャリア支援課のアンケートを通じて進路情報の収集及び提供につとめた。特に生命ナノシステム科学研究科では、就職先未定者を支援するため、主に研究室単位で卒業生に対し、就職情報の提供を求め、適宜学生に情報提供を行った。
- 生命ナノシステム科学研究科では、アフガニスタンとのコムギの国際共同研究が、科学技術振興機構（JST）と国際協力機構（JICA）が連携して行う「地球規模課題対応国際科学技術協力事業（SATREPS）」新たに採択され、今後5年間（総額約4.9億円）の事業を開始した。
- 医学研究科では、理化学研究所との包括的協定を踏まえた、研究指導を含む連携大学院、医薬品医療機器総合機構（PMDA）との連携大学院のほか、教育研究の充実に向け、国立感染症研究所と連携大学院協定を締結した。

## 2. 教育内容等に関する目標を達成するための取組

### 2-(1) 学部教育の内容等に関する目標を達成するための具体的方策

- 平成 25 年度入試改革に向け、学部・学科ごとの入試改革検討ワーキンググループ及び上部委員会に位置する入試改革検討委員会を立ち上げ、全入試区分についての検討を行い、入試改革についての最終報告をまとめた。
- 国際総合科学部では、プラクティカルイングリッシュ (PE) の特別科目として実施しているアドバンスト・プラクティカルイングリッシュ (Advanced PE) を正規科目とする学則改正を行った (平成 23 年 4 月 1 日施行)。
- 国際総合科学部では、平成 24 年度からのグレード・ポイント・アベレージ (GPA) 《※》本格導入に向け、その活用方法、対象学年、適用基準等の方針を決定した。しかし、国際総合科学部コース再編に合わせて平成 24 年度から本格導入することとしたため、IT システムの一部改修は平成 23 年度に先送りとなった。

《※》グレード・ポイント・アベレージ：欧米の大学で導入されている学生成績評価制度。日本の大学では、従来、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)で成績を評価してきた。それに対して GPA では、それぞれの授業科目の単位数とその評価を基に総合的な評価指標を提示する。不可の授業科目の評価も加算されるため、これまで以上に総合的な評価結果が得られる。

- 医学部医学科では、現行カリキュラム全体的見直しを行い、リサーチ・マインド強化と臨床実習のさらなる強化を目的とし、1 学期間にわたる教室研究配属、地域保健医療の授業及び臨床実習の拡充等を盛り込んだ新カリキュラムを完成させた。
- 医学部医学科では、「学生研修医の声を聞こう」をメインテーマに、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 《※》の取組を行い、多くの学生研修医、事務、看護学科も参加し、過去最高の参加者となった。また、これらの結果を集計して発表すると同時に、各種委員会に問題点の検討を依頼し、問題解決に向けたサイクルの確立を行った。

《※》ファカルティ・ディベロップメント：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。

- 医学部医学科では、定員増により教員負担の増えた科目に重点的にティーチング・アシスタント (TA) 《※》を配置することにより、学生に対してきめ細かい指導が実施でき、これまでの教育の質を維持することに努めた。

《※》ティーチング・アシスタント：学部学生などに対し助言や実験、実習等の教育補助的業務を行う大学院生。大学教育の充実と大学院生への教育トレーニングの機会提供を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院生の処遇の改善の一助とすることを目的としている。

### 2-(2) 大学院教育の内容等に関する目標を達成するための具体的方策

- 都市社会文化研究科、生命ナノシステム科学研究科、国際マネジメント研究科において、アドミッションポリシーを各研究科募集要項へ掲載した。
- 生命ナノシステム科学研究科における国内大学との特別研究学生交流に関する覚書の締結、国外大学との共同研究等に関する基本協定の締結など、国内外の教育・研究機関との連携を進めた。

### 2-(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための具体的方策

- 研究院の再編について、基本的な目的や役割等を整理した再編案を作成し、名称も学術院として、平成 23 年度から本格始動することとし、それに向けて、組織や諸規程の改正・整備を行った。

- 国際化ユニットにおいては、アカデミック・コンソーシアム 《※》 事業を推進するため、国際化推進センターを改組し、グローバル都市協力研究センターを立ち上げ、平成 23 年 4 月から本格稼働させることとした。

《※》 アカデミック・コンソーシアム：主にアジア地域における都市と都市にある大学、および世界銀行や JICA をはじめとした国際機関と連携し、都市が抱える課題を協働して解決することを目的とし、市大を中心に 2009 年 9 月に設立した団体。

- 生命科学分野の再編ユニットにおいては、「生命科学分野における世界的レベルの研究拠点となること」を目指すため、大学院の医系・理系を中心とした再編を実施することとし、大学院設置準備委員会を立ち上げ、検討を進めたが、生命科学分野の総合的再編が実現できなかった。

### 3. 学生の支援に関する目標を達成するための取組

- 学内アンケートを集計し、改善結果、Q&A とともに学内 Web で公開するとともに、学生の声の教職員へのフィードバックをとおして意識の共有をはかり、施設改修などにつなげた。
- 全学的なキャリア支援活動の一環として学生向けポータルサイトを構築（運用開始は平成 23 年度より）し、関連データの一元管理を可能としたことで、単なる進路情報の入力にとどまらず、入学から卒業までのキャリア・就職支援に有効なデータ蓄積が可能になるなど、当初見込んでいた以上の機能を付加することができた。
- 就職希望者に対する就職決定者の割合（医学部を除く）が、93.5%と、全国平均 91.1%（文部科学省・厚生労働省調査（平成 23 年 4 月 1 日現在））を上回った。
- 大学と学生自治団体との連携体制として、定期的な情報交換会を開始したことによって、情報共有および課題抽出、協議を随時行うことが可能となり、大学と学生自治との協働意識の向上につながった。
- 授業料等の減免制度について、平成 22 年度から留学生は学業奨励、一般学生は経済支援を目的として、運用を切り離すこととした。また、一般学生については、支給基準を一定事由の発生による減免から経済困窮度に応じた減免に改めた。これにより、申請者が増加し、家計が苦しい学生を広く救済することができた。

### 4. 研究に関する目標を達成するための取組

- 平成 20 年度に採択された科学技術振興調整費（現：地域産官学連携科学技術振興事業費補助金）については、平成 22 年度の再審査の結果、「継続課題」として、平成 29 年度までの事業継続が決定した。その他にも、「科学研究費補助金（新学術領域研究）」の継続採択や、「地球規模課題対応国際科学技術協力事業」への新規採択等もあり、平成 22 年度の外部研究費獲得総額は、約 27 億円（21 年度約 33 億円）となった。
- 内部研究費では、研究戦略プロジェクトの事業スキームを「学長裁量事業費（戦略的研究推進費）」へと見直し、ゲノムとタンパクのテーマによる学内公募を行って、領域横断的ユニットによる研究を開始した。
- 研究成果は研究領域ごとに各教員が目標を設定し点検・評価を行っているが、平成 22 年度は研究院再構築の過渡期にあり、大学の重点研究分野を踏まえた、研究院における、より具体的な点検・評価システム構築の検討は平成 23 年度に先送りされた。

### 【評価事項】

- 大学院教育との一貫性を高めるため国際総合科学部のコースを再編し、3学系7コースを4学系12コースへ変更し、教育、研究の方向性が明らかになったことを評価し、今後学部全体の教育力の強化を期待する。
- 国際総合科学部において英語による授業科目を年度計画で想定した28科目を超え35科目開講したことを評価する。また、海外インターンシップや国際ボランティア活動への参加者が増えたことなど、国際化への積極的な動きが見られることを評価する。
- 医学部医学科において入学定員の増加とも関連し、担当教員の増員、TAの重点的配置を図るとともに共通教養、専門教育を通じ教育内容の見直しを行い、23年度以降の臨床実習、リサーチ・マインド養成強化を目指すカリキュラムを策定したことを評価する。
- 医学部看護学科において附属2病院看護部との連携を深めるとともに、看護師・保健師国家試験合格率100%を達成したこと、また附属2病院への就職率を前年度の29%から44%に改善したことを評価する。
- 生命ナノシステム科学研究科において新規にJSTとJICAが連携する「地球規模課題対応国際科学技術協力事業」(SATREPS)に採択され、多額の研究費を獲得し、今後5年間の新事業をスタートさせたことを評価する。
- 卒業生の就職決定者率が93.5%と昨今の景気状況のもとではかなり高い水準を示していることを評価する。他方、留年者の数も相当数あることから、就職を希望しつつもあえて留年したケースも想定されること、また就職先の内容が希望と合致していたかなど、内容を分析し実質的な評価を行い、今後の就職支援に活かすことを期待する。
- 学生向けのポータルシステムを構築し、学生がさまざまな機能を利用しうるようになるとともに、進路情報に留まらず入学から卒業までのキャリア支援に有効なデータの蓄積を可能とするようにしたことは学生生活支援のために極めて有益であり、高く評価する。今後、face to faceの支援も併せて強化されることを期待する。
- 学生の生活実態に即し、一般学生について一定の経済困窮度によって授業料の全額・半額免除を判定する新制度を導入したことは適切な措置であり、評価する。
- 大学と学生自治団体との定期的な情報交換会を開始したことは、大学構成員としての学生の位置づけを踏まえつつその意向的確な把握を積極的に進めようとするものであり、評価するとともに、成果を期待する。
- 先端医科学研究センターを中心とする科学技術振興調整費について再審査の結果平成29年度までの事業継続が決定し、補助金が増額されることになったことは高く評価する。

### 【指摘事項】

- 国際総合科学部のコース再編に関連したとはいえ、これまで懸案となってきた GPA 制度を第 1 期中期計画期間中に導入できず、平成 24 年度に先送りされたことは残念であり、着実な導入を期待したい。
- 国際総合科学部においてクラス担任制改善に必要性が指摘されているにもかかわらず十分な取組が進んでいないことは残念であり、積極的取組を期待したい。
- すでに個別指導強化や定員増に対応した教員の増員などを進めているが、医師国家試験の合格率が低下傾向を示している（平成 20 年 96.9%、平成 21 年 95.0%、平成 22 年 92.2%）ことは残念であり、医学教育は国家試験のためだけではないものの、原因を究明するとともに、適切な対策を取るとのことであり、次年度の成果に期待したい。
- 生命科学分野の再編が第 1 期期間中に実現できなかったことは遺憾である。市大全体として生命科学分野の研究を総合的に推進し世界的な競争力を高めていくための具体的方向性及び今後のスケジュールを明確にされたい。
- 外部研究費の獲得について、奨学寄附金の受け入れは着実に増加しているものの、科学研究費補助金の採択額や受託共同研究費の受入額が減少し、外部研究費総額が減少していることは極めて残念である。トータルとしての外部研究費の確保に一段の努力を期待したい。
- 研究院再編成の遅れに伴い教員の研究成果の評価及び点検システムの構築が遅れていることは残念であり、着実な取組に期待したい。
- 研究院についてその目的や役割を見直し 23 年度から学術院として再スタートすることになったが、新組織が実質的に機能するためにはその理念・方向性が大学の構成員に周知徹底されることが不可欠である。特に年度計画で定めた「学部・大学院横断的な教育体制の確立、コース再編等による学部教育の改善に取り組む」という教育面でのこの組織の役割についての共通理解が徹底されるよう努められたい。

## II 地域貢献に関する目標を達成するための取組

### 【総括的評価】

地域貢献センターを中心に、市民向け公開講座の開催や横浜市の政策への関与・提言を積極的に行ってきたこと、とりわけ、エクステンション講座では開講数や受講者数を目標より大きく増加させたこと、それらの取組により、新聞社の行った大学の地域貢献度ランキングにおいて前年度の 11 位から 2 位となるなど全国的に高い評価を得るに至ったことは、年度計画を上回る成果をあげたものと認められる。

### 【法人の主な取組状況】（※附属病院の地域貢献に関する取組については、IV-3 に記載）

- 地域貢献センター都市政策部門において、横浜市都市整備局都市デザイン室と連携して「海都構想 2059」にかかる調査等を行うとともに、横浜市地球温暖化対策事業本部と連携し、「金沢グリーンバレー構想」の一環として横浜グリーンバレー特別環境講座を実施するなど、横浜市の政策と連携した取組を行った。
- 地域貢献センター生涯学習部門を中心にエクステンション講座や市民講座などを開催し、エクステンション講座の平成 22 年度開催回数（受講者数）は、543 回（14,358 人）と、平成 21 年度の 201 回（受講者 6,139 人）を大幅に上回った。また、これらの講座などの開催にあたっては、各キャンパスを拠点としながら、開催地域の偏りを解消するため、青葉区や瀬谷区の市民利用施設等も有効活用するとともに、市民の学習意欲に応えた講義内容とするなど、横浜市が設立する大学として意義ある講座とすることに努めた。
- 市大の地域貢献の取組は、日本経済新聞社の「大学の地域貢献度ランキング」において、平成 21 年度 11 位から平成 22 年度は 2 位に上昇するなど、高い評価を得ることができた。
- 研究成果や知的財産の産業界への還元について、株式会社 IHI、日本発条株式会社との包括的基本協定締結機関と共同研究等の連携の可能性について検討した。また、かながわ産学公連携協議会や横浜企業経営支援財団等と連携して地元企業等に対して技術相談や研究成果発表を行った。
- 横浜市の各種委員会・審議会への教員の参加を推進し、横浜市のシンクタンク機能としての役割を推進した。

### 【評価事項】

- 横浜市が設立する大学にふさわしく、市の各種審議会等への参加をはじめ、地域貢献センターの都市政策部門を中心に市の政策と連携する活動が積極的に進められようとしていることを評価する。
- 市民対象のエクステンション講座を初めとする市民講座で開催回数、受講人数とも飛躍的に増加したことを評価する。特に、開催地域をキャンパスにとどまらず市内公共施設の活用や市、区役所との連携により参加しやすくなったことを、開催回数や受講人数の増加につながったものとして、高く評価する。また、これらの事情も踏まえ、新聞社の地域貢献ランキングでもその順位を大幅に上昇させていることを評価する。

### 【指摘事項】

- 研究成果や知的財産の産業界への還元について、企業との連携強化、共同研究、受託研究等の推進に更なる努力を期待したい。

### Ⅲ 国際化に関する目標を達成するための取組

#### 【総括的評価】

平成 21 年度に策定されたミッション・ステートメントをベースにアカデミック・コンソーシアムの取組を進め、3つのユニットを立ち上げ、国際シンポジウムや第1回総会を開催するとともに世界銀行と包括的協定を締結し、APEC 横浜開催においても一定の役割を果たすなど、年度計画を概ね順調に実施したものと認められる。

#### 【法人の主な取組状況】

- 平成 21 年度に策定した法人全体の国際化戦略である「国際化に関するミッション・ステートメント」に掲げた取組をロードマップ的に整理し、第2期中期計画期間における実施計画を策定したほか、平成 21 年度に立ち上げたアカデミック・コンソーシアムを軌道に乗せるべく運営を進めるなど、市大の国際化に向けた取組を積極的に推進した。
- アカデミック・コンソーシアムについては、3つのユニット「まちづくり」「公衆衛生」「環境」を立ち上げ、国際シンポジウム並びに第1回総会を開催し、規約を策定した。このシンポジウムにおいては、JICA および世界銀行の協力を得たのに加え、世界銀行との覚書締結や世銀ワークショップへの参画等、連携を推進した。さらに、グローバル都市協力研究センター（GCI）の設置や人材確保を通じ、実質的活動に向けて強化した体制を構築した。
- 上海短期留学プログラムを交換留学へと発展させ、派遣先大学への授業料を負担させることなく2人の学生を派遣し、上海師範大学から優秀な留学生を受け入れることができた。
- サイエンス・サマー・プログラムを実施し、学生から高い評価を得たことを受け、平成 23 年度から、共通教養科目「生命科学のフロンティア」として授業が開講されることになった。
- 金沢区と市大の連携による多文化共生推進拠点としての国際交流ラウンジによる「金沢ラウンジフェスティバル」が APEC 横浜開催記念イベントとして開催され、市大生や市大サークルが企画段階から積極的に参画した。

#### 【評価事項】

- 平成 21 年度に策定されたミッション・ステートメントをベースにアカデミック・コンソーシアムの取組が進められ、3つのユニットを立ち上げ、国際シンポジウムや第1回総会を開催するとともに世界銀行と包括的協定を締結し、また APEC 横浜開催においても一定の役割を果たし成果を上げたことを評価する。
- ミッション・ステートメントに基づき、前年以前に比べ、海外の協定締結大学等派遣学生数の増加、海外大学で受講した授業の単位認定科目数の増加、海外フィールドワーク支援プログラムの充実などの取組が進められたことは評価する。
- サイエンス・サマー・プログラムや生命科学のフロンティアなど、意欲的な取組が見られた。特にサイエンス・サマー・プログラムが学生からの高い評価も踏まえ、23 年度から共通教養科目として正規の授業化する準備が整ったことを評価する。

#### 【指摘事項】

- 留学生受入体制の整備にさまざまな取組が進められているが、受入数は前年度よりは若干改善したものの、なお低迷していると言わざるを得ないことは残念であり、受入数増加に向けてさらなる努力を期待したい。
- 正規の留学の推進、そのための経済支援の強化、海外大学等とのネットワーク構築など、第2期中期計画の中でこれらの一段の取組の推進を期待したい。



## IV 附属病院に関する目標を達成するための取組

### 【総括的評価】

安全な医療の提供のための取組、健全な病院経営の確立、高度・先進医療の推進など、年度目標を概ね順調に実施している。特に「患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献」については、年度計画を上回る取組を実施したと認められる。

### 【法人の主な取組状況】

#### 1. 安全な医療の提供のための取組

- 医療安全文化を醸成していくために、附属2病院とも継続して医療安全講演会やリスクマネージャの研修会を定期的を開催し、職員の安全意識の高揚と知識の共有化を図った。また附属2病院の医療安全管理担当者間で各種の情報の共有化を図り、より一層の連携強化に努めた。
- 附属病院では、類似のインシデントや他部門が関わって生じる事例について、RCA分析（根本原因解析）手法を使って多職種による分析を行い、根本原因を探り、改善策を立案し、安全管理対策委員会へ提案し改善を図った。
- センター病院では、患者と医療者の間で生じた紛争を、対話を通じて共同かつ柔軟に解決していこうとする意識を醸成するコンフリクトマネジメント研修を実施した。
- インフォームドコンセントの充実については、附属2病院とも新採用医師、転入医師を対象とした「インフォームドコンセントのあり方」や「コミュニケーション能力の重要性」に関する研修を実施した。また、附属病院では未成年に対する同意書及びHIV感染症検査における目的に応じた検査説明同意書の改訂を行った。センター病院では平成22年度から新設した診療情報管理担当等によるカルテ監査を実施し、記載不十分なカルテの指導を診療科に行った。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、附属2病院の教職員による医療救護班を被災地に派遣するほか、病院として被災者を受け入れる体制を整備した。また、センター病院では専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行った。
- 院内感染対策の推進については、附属病院では感染予防のモチベーション効果に繋げるため、手指衛生の表彰を行い、またエピネット<sup>（※）</sup>の分析及び在宅廃棄物の整理を行うことで、血液・体液曝露報告件数の減少に繋がった。

（※）エピネット：針刺し・切創などの血液・体液曝露を記録し追及する標準的な方法を提供するために開発されたシステム。

#### 2. 健全な病院経営の確立のための取組

- 附属2病院の運営について、附属病院では入院単価が61,640円（予算比4,973円増）と大幅に伸び、診療収入が平成21年度対比で10億円超の増収となった。センター病院でも、入院単価が67,525円（予算比3,197円増）、診療収入については平成21年度対比で16億円超の増収と、大幅な医業収益の増収となった。
- 医業収入の増については、施設基準の届出により、急性期看護補助体制加算（附属2病院）、HCU入院医療管理料及び小児入院医療管理料（附属病院）等について新たに算定を開始した。
- 附属2病院と大学の3者で初めて消耗品（コピー用紙、ペーパータオル、トイレトーパー、ポリ袋等）の平成23年度共同購入の入札を実施するとともに、医薬品については、附属2病院で外用薬の共同購入を行った。
- 診療科の再編や病床配分の弾力的運用に関して、附属病院では平成22年5月からHCU<sup>（※）</sup>が稼動し、救急患者や急変患者を中心に病床運営の効率化を図った。センター病院では、平成23年度より実施予定の「生殖医療センター（仮称）」設置に向け、婦人科と泌尿器科間で調整し、院内での合意を図った。

《※》 HCU：高度治療室。集中治療室に準じるハイレベルな治療を実施する病床

- 人件費比率の適正化については、附属2病院とも医業収入の増や定時退勤日の実施等により中期計画を達成した（平成22年度 附属病院 50.7%、センター病院 47.0%）。
- 医薬材料費の適正化については、平成22年度医薬材料費比率が附属病院 34.2%（年度計画 35.5%）、センター病院 33.5%（年度計画 32.4%）となった。中期計画における設定目標である附属病院 32%、センター病院 28%という数値達成は達成しなかったが、附属2病院で、後発医薬品の採用や医薬品に関する価格交渉及び適正在庫への取組や、診療材料における償還価格改定に伴う価格交渉の強化、センター病院での手術セットの見直しによる適切な在庫管理等を行うことで、医薬材料費の縮減に継続的に取り組んだ。
- 施設・機器の更新計画の再検討については、附属病院では NICU 《※》 3床、小児循環器科4床の整備、センター病院では手術室の増室や、精神科救急の対応力を強化するための工事を実施した。

《※》 NICU：新生児集中治療室：新生児のうち極低出生体重児や仮死新生児など、集中治療が必要な患者を対象とする病床

- 経営情報の整備について、附属病院では各種委員会及び病院長ミーティング等で診療情報管理士による診療科別・疾患別の DPC 《※》 分析資料の提示を行い、各診療科の DPC 請求への理解が深まり、収益の一部改善につなげることができた。

《※》 DPC：従来の診療行為ごとに計算する「出来高払い」方式とは異なり、入院患者の病名や症状をもとに手術などの診療行為の有無に応じて、厚生労働省が定めた1日当たりの診断群分類点数をもとに医療費を計算する新しい定額払いの会計方式

### 3. 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組

- 待ち時間の短縮については、附属病院では、会計担当と外来レセプト担当の一体的運用により混雑時の窓口対応、入力事務により多くの人員を配置した。また中央採血室の混雑解消のため採血開始時間を15分早めた。センター病院では、附属病院同様に外来表示板を使い、診療の進捗状況を掲示できるよう調整を行った。
- 地域医療連携及び患者相談体制の整備に関して、附属病院では当初予定より4か所多い11か所、センター病院では新たに3か所の病院と連携病院の協定を締結し（累計5か所）、体制の充実を図った。また、附属病院では地域連携の充実に貢献する広報誌「ネットワーク With」の創刊、センター病院ではかかりつけ医情報コーナーの設置により患者への情報提供を強化した。
- 地域医療従事者への研修機会の提供については、附属病院では緩和ケア研修、エイズ治療の中核拠点病院関連研修等を、センター病院では診療科等が行う症例検討会やセミナー、講座等のうち、地域医療従事者への公開が可能なものを「地域医療連携研修会」として開催したほか、呼吸管理、救急看護など看護師向けの公開講座を通して地域医療従事者へ研修機会を積極的に提供した。

### 4. 高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組

- 高度先進医療の推進については、厚生労働省に対し5件の申請を行った（附属病院3件、センター病院2件）。
- 先端医科学研究やトランスレーショナルリサーチ 《※》 への取組については、先端医科学研究センターで、研究開発プロジェクト（第Ⅱ期）のうちの1つ「再生細胞治療センターを利用し

た GMP/TR 支援拠点の整備」において、平成 22 年 4 月に附属病院に開設した再生細胞治療室を用い、基礎研究の臨床応用に向けた橋渡し研究の準備を始めた。また、附属病院では、治験の受託件数が 13 件から 27 件に、センター病院では、21 件から 23 件に増加した。

《※》トランスレーショナルリサーチ：基礎研究の成果を効果的に疾患の診断や治療に応用する研究

## 5. 良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組

- 市大病院学会に関しては、センター病院では地域医療従事者に公開可能な症例検討会を 35 回実施し、附属病院では院内で開催している 74 件のオープンカンファレンス情報を集約し、地域医療機関等 2,300 か所に情報提供し地域連携の強化に役立てた。
- 女性医師を対象にした職場復帰支援のための非常勤診療医採用枠を創設し、4 人（平成 23 年 3 月現在）が利用している。また、育児休業制度・部分休業制度をシニア・レジデント《※》も利用できるようにした。

《※》シニア・レジデント：2 年間の初期臨床研修を終えた後、専門領域の研修を受ける研修医。

- センター病院では平成 22 年 12 月から夜間保育の回数を週 1 回から 2 回に増やした。また、女性医師支援枠を活用した非常勤診療医は 8 人（平成 23 年 3 月現在）となった。
- 研修医の育成については、附属 2 病院で指導医養成講習会を実施し 研修医の指導体制を強化するとともに、家賃助成制度の開始やランチョンミーティングによる研修医のニーズ把握を行った。センター病院では、救命救急重点プログラムに加え総合周産期医療プログラムを実施したものの、研修希望者とのマッチングが上手くいかず定員割れとなったため、附属 2 病院長主導のもと、基本プログラムの見直しや更なる研修環境の改善を行った。

### 【評価事項】

- 安全な医療提供を目指し、附属2病院間の意見交換・情報の共有を図り、また各種の研修を継続的に実施し、安全意識の高揚と知識の共有化に努めるとともに、新たにインシデントに関わるRCA分析の実施（附属病院）、コンフリクトマネジメント研修（センター病院）の実施などの各種の取組が積極的に進められていることを評価する。
- 東日本大震災への対応として附属2病院からの医師等の派遣、被災者の受け入れ、センター病院からのDMATの派遣など実施したことは評価する。
- 入院・外来の患者数・診療単価の増加、人件費比率の年度計画達成などにより、医業収益が計画を大幅に上回る増収となり、診療報酬の改定による外的要因の影響も少なくないが、健全な病院経営に大きく寄与したことは評価する。今後、より詳細な分析により評価し、今後の病院経営に活用することを期待する。
- 的確な経営情報を得るため経営改善に関するDPC資料の活用に取り組んでいることを評価する。
- 一部の医薬品、消耗品、医療機器の附属2病院での共同購入により経費節減を図られたことは評価する。
- 附属病院において連携病院協定の締結、MRI 他院依頼検査システムの整備、また、地域医療連携研修会の実施など地域医療連携の充実に積極的に取り組んでいることを評価する。
- 外来患者の待ち時間短縮に向けた様々な取組を評価する。
- 非常勤診療医採用枠の創設（附属病院）、夜間保育の充実（センター病院）等を通じて特に女性医師の支援の充実に努めていることを評価する。子育てを行う期間に支援があれば、生涯仕事を続けることが可能であるとの認識を持ち、女性も社会に貢献できるよう配慮することが必要であり、またこれらの取組は医師不足対策にもつながることから、引き続き充実させることを期待する。

### 【指摘事項】

- 施設面も含め、災害に対するより一層の安全管理体制を整えることを期待したい。
- 附属2病院の病床利用率及び医薬材料費比率は、一部で年度計画を達成したものの、中期計画における目標に達しなかったのは残念であり、後発医薬品の利用促進、価格交渉の強化、在庫の適正化など一段の努力を期待したい。
- センター病院での医療用麻薬の不正使用の反省を踏まえ、医薬品等の盗難や紛失の把握ができるよう、在庫の適正な管理を行うなどの改善を期待したい。
- 研修医の育成に関しさまざまな努力が重ねられているにも関わらず、センター病院において結果的に定員割れを生じたことは残念であり、今後、定員割れを防止するための広報活動などの工夫に期待したい。

## V 法人の経営に関する目標を達成するための取組

### 【総括的評価】

月次決算の早期化や目的積立金の活用により、退職給付にかかる引当を実施するなど、法人経営の課題への対応、契約手続の見直し、附属2病院の増収への取組など評価できる点もあるが、過年度分超過勤務手当支給による臨時損失の発生といった、人事管理面等で課題となる点も見受けられた。

また、医療用麻薬の不正使用や医学部長更迭人事による混乱、医学部教授の学生への暴力事件といった不祥事の多発は市民の信頼を大きく損ねる極めて重大な問題である。

以上から、個別の項目では年度計画を概ね順調に実施したと認められるものも多いものの、法人経営全体としては、年度計画を十分に実施したとは認められない。

### 【法人の主な取組状況】

#### 1. 経営内容の改善に関する目標を達成するための取組

- 公開講座については、学内の知的資源と受講者のニーズを踏まえ、大学として意義のある講座の開催に努めた結果、受講料収入は平成21年度の約800万円から平成22年度は約1,300万円に増加した。
- 寄附制度については、大学の催事で周知したほか、寄附の申込受付を附属2病院の庶務担当でも開始し、寄附の獲得に努めてきた。1,000万円以上の大口寄附を2件獲得できたこともあり、平成22年度の寄附獲得額は約6,400万円と、平成21年度実績の約300万円を大きく上回った。
- 地方独立行政法人法および本学規則の範囲内において適切に余裕金額を見定め、大口定期預金では個別に取引銀行と金利についての交渉を行い、運用益の確保に寄与することができた。
- 文部科学省の委託事業「先端研究施設共用促進事業」に基づき、700MHz及び900MHzのNMR（核磁気共鳴装置）を、産業界へ一部開放した。なお、900MHzのNMRについて、平成22年9月に不具合が発生し、23年3月まで使用できない状況が続いており、平成23年度当初より、復旧作業を行っている。
- 経費の抑制については、平成23年度から、大学の各キャンパス、附属2病院をあわせた法人全体で、コピー用紙、トイレトペーパーの共同購入ができるよう、入札を実施したほか、大学においては、競争入札対象案件は、全て一般競争入札で実施した。さらに、発注システムについては「リバースオークション方式」「独自カタログ作成方式」等を展開する業者ヒアリングを行い、本学の運用・執行体制をふまえた検討を行った。

#### 2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組

- 理事長を中心とした戦略的・機動的なトップマネジメントを推進するため、月次決算の報告スケジュールを前倒しすると共に、平成22年度比較、予算比較、決算見込値を月次決算に盛り込み、決算見込とともにその活用について経営審議会等で報告を同時に行うなどして、迅速かつ適切な経営判断に資することができた。
- 学外有識者・専門家の活用については、法人固有職員にかかる退職手当など、会計処理の特殊な取り扱いについて、会計監査人の意見を取り入れて整理し、第2期中期計画の財務計画に反映させた。この結果、法人固有職員の退職金の将来リスクを引き当てることができた。
- 教職員行動計画に基づき、教職員間の意識の共有化に努めてきたが、教職員間に十分に浸透していたとは言えず、市民総合医療センター医師・看護師による医療用麻薬の不正使用といった不祥事が発生した。この件については、外部委員を含む「調査委員会」を平成22年11月に設置し、調査報告書を作成して、再発防止策を打ち出した。さらには全職教職員を対象に「理事長メッセージ」を発信し、大学全体のコンプライアンス意識の醸成に努めた。

- 戦略的な学内資源配分について、平成 22 年度予算では、間接経費の使途を当初に定めた上で、定期的に収入・支出の執行管理を行った。これにより、研究支援にかかる経費への活用を適切に行うことが出来たのに加え、月次決算の精緻化にも寄与した。
- 内部監査については、市大監事、内部監査人、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）の 3 者で監査連絡調整会議を開催して監査情報を共有し、意見交換を行う事で協力しながら監査を行う体制を構築した。
- 文部科学省により実施された「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく実地調査を受け、内部監査テーマを選定し監査を行った。実施結果については学内会議や学内グループウェア (YCU-net) を用いて広く周知を行い、また所管へのフィードバックを行うなどして内部統制の更なる充実化を図った。
- 一般的なテニユア 《※》 制度を参考に、本学にふさわしい制度構築に向けての課題の整理や学内での調整を進めたが、際立った進展はなかった。教員のモチベーション向上につながる制度の検討・導入については、第 2 期中期計画でもうたっており、引き続き導入に向けた検討を進めていく。

《※》 テニユア制度：大学における教授の職位にある者のうち、教育研究能力に特に優れたものについて、審査により定年までの継続雇用契約を締結する制度。

- ハラスメントの発生防止については、新採用職員向け、新入生向け、窓口委員向け、全教職員向けなど、対象者の属性に合わせたハラスメント防止研修を実施し、合計約 1,500 人が参加した。このような取組を行っていたが、平成 23 年 2 月に医学部医学科において、教授による学生への暴力事件が発生した。
- 職階の簡素化については、人事交流が活発な分野において、運用面で支障が生じているため、一度廃止した講師職を復活させ、准教授職を准教授職と講師職に分けた。  
(医学部医学科は、平成 22 年度 4 月より講師を設置済、看護学科は、平成 23 年 4 月より講師を設置)
- 市派遣職員の転出により欠員となった部署に、固有職員の採用をもって補充することにより固有化を進め、医療技術職については、引き続き昇任や進学（看護師）の要件として、法人固有化を前提とした。
- 事務処理の簡素化及び迅速化については、YCU-net 上に広報関連業務をまとめたポータルを作成し、YCU-net 上で取材対応報告の入力・閲覧や Web 公開依頼等を行えるようにすることで、情報の共有化及び事務手続きの簡素化を図った。
- 情報漏洩対策については、USB メモリなどによる個人情報の持ち運びを抑制することができるリモートファイルサービスの構築を進めた。(全学での運用開始は平成 23 年度中)

### 3. 広報の充実に関する目標を達成するための取組

- 法人全体の広報活動に係る情報収集が迅速に行えるように、各所管別に担当制をとり、情報収集にあたりと同時に、YCU-net に広報担当ページを作成し、情報を分かりやすく提供するほか、取材対応報告、セミナー情報、CMS 公開依頼 (Web サイト公開依頼) ほかデータベースと連動させて情報収集を行った。
- 情報発信については、大学 Web サイトにおいて、ニーズ・目的に合わせ、本サイトから分離したマイクロサイトを構築するとともに、各所管のニーズをヒアリングする中から、適切と思われるコンテンツをサイト化する支援をし、コンテンツの充実とユーザーへのわかりやすい情報提供をはかった。
- プレスに対しての情報発信は、今までの発信ルートに加え、文部科学省や厚生労働省の記者会

を利用し、教員の研究成果発表を行った結果、平成 22 年度実績では、文科省・厚労省ルートでは平均掲載紙数が 5.3 紙／件、それ以外では、平均掲載紙数が 1.0 紙／件となり、効果を上げた。

### 【評価事項】

- 大口寄付の獲得を含め外部からの寄付金が前年度実績を大幅に増加したこと、また公開講座収入、預金金利の増加等に努めたことは評価する。
- 経費抑制の一環として法人全体としての共同購入、一般競争入札の導入、発注システムの改善の検討等の取組を進めていることは評価する。
- 月次決算の精緻化による経営の効率化を進めたことは評価する。
- 内部監査について、監事、内部監査人、会計監査人の3者で監査連絡調整会議を開催し、情報の共有等、協力体制を構築したことを評価する。このことにより実質的に内部監査が強化され、内部統制の充実に繋がることを期待する。
- 安定的な大学運営に資するため、横浜市派遣職員の削減をしつつ、固有職員の採用、育成を進めていることは評価する。
- USBメモリ盗難事故を踏まえ、リモートファイルサービスの構築が進められていることは評価する。
- 情報発信を強化するため従来ルートに加え、文部科学省や厚生労働省など国の省庁の記者クラブや外国特派員協会を活用しようとしていることは評価する。

### 【指摘事項】

- センター病院の医師及び看護師による医療用麻薬の不正使用という不祥事が発生したことは極めて残念であり、調査報告書に基づく再発防止策、理事長メッセージに従い大学構成員のコンプライアンス意識・職業倫理の遵守の徹底に努められたい。
- 和解したとはいえ医学部長更迭人事にかかる混乱は極めて異例の事態であり、大学の信用を大きく損ない、学内外に禍根を残す結果となったことは残念であり、任命のルール及び任命責任のあり方を含め組織のガバナンス、人事のあり方、相互の意思疎通などを見直し、全力を挙げて信頼回復と体制立て直しに努められたい。
- 平成23年2月に発生した医学部教授による医学科学生に対する暴力行為はきわめて遺憾な事件であり、本委員会への報告等も含め発生後の対応に課題を残したことは残念であり、改めてハラスメントについての教職員の意識啓発の徹底と組織体制の見直しを図り、再発防止に努められたい。
- 大学の人件費比率について算出方法に課題があったとはいえ、数値目標を達成できなかったことは残念である。また平成22年度の決算で過年度大学院等従事手当・医師超過勤務手当の追給が343百万円臨時損失として計上されたが、このことは、人事管理面、会計処理の年度の適正性、職員の健康管理面等に大きな問題であり、残念である。早急に実態把握に努め適正な事務の見直し、人員配置などの対策を講じるよう努められたい。
- これまで幾度か指摘した教員のテニユア制度やサバティカル制度<sup>(※)</sup>の検討が進まず、職員についても給与制度の改正が行われないなど教職員のモチベーション向上と深く関わる事項の検討、具体化が進んでいないことは大変残念である。人事管理の基本となるこれらの制度の重要性に改めて思いを致し、その整備にむけてさらなる積極的な取組を期待したい。  
(※) サバティカル制度：研究のための長期休暇
- 文部科学省の委託事業により取得し産業界に開放していた900MHzのNMRが不具合により長期間にわたって使用できなくなっていることは残念であり、NMRは大学の柱の一つであるので、早急な回復を期待したい。



## VI 自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための取組

### 【総括的評価】

年度計画を概ね順調に実施した。

### 【法人の主な取組状況】

#### 1. 評価の充実及び評価結果等の公開に関する目標を達成するための取組

- 認証評価の結果を受けた大学全体としての具体的な課題への改善については、教員組織編成等の更なる適正化に向けて、学術院の設置を行い、また教育面においては、「Advanced PE」の正規科目化等、大学全体として課題の改善に向けて取り組んだ。自主的及び恒常的な自己点検（PDCA）が行われるよう、大学総合データベースを活用した IR 機能の構築に向けては、教員、学生のデータ集約に取り組んだ。
- 国の法改正等への対応として、キャリア教育・職業教育に係る大学設置基準の改正については、指針作成の方針を決めるなど、今後のキャリア教育・職業教育の充実に向けた方向性を明確にし、併せて学生総合支援体制の構築に向けたスケジュールを策定した。
- 文部科学省による大学の教育情報の公開義務化を受け、各担当部門と調整を行い、平成 22 年度内に大学ホームページでの情報公開ページの作成と公開へつなげた。さらに、義務化された情報と併せて義務化以外の情報の集約と情報の公開を検討するための土台を築いた。
- 第 2 期中期計画の策定に関しては、分野ごとのプロジェクトやワーキングを中心にして、平成 21 年度に策定した骨子案をもとに、中間案・最終案を策定し、平成 23 年 3 月に横浜市の認可を受けることができた。

### 【評価事項】

- 教員組織編成の適正化の一環としての研究院の改組、教育改善の一環としてのアドバンスド・プラクティカルイングリッシュの正規授業科目化など、大学認証評価での指摘事項を踏まえた取組が着実に進められていることを評価する。また、評価結果を大学運営の改善に反映させる体制、PDCA サイクルも組織の中に浸透しつつあり、これまで指摘されていた諸課題について積極的に取り組んでいる努力を評価する。

### 【指摘事項】

- 大学情報の公開について、国の法令で義務付けられた事項以外の事項についても公開に積極的に取り組むことを期待したい。
- 評価委員会の指摘に対し、具体的に進展していない点があるのは残念である。第 1 期中期計画の当初計画に対してやや進捗が遅れたもの、あるいは先送りになったものもあり、第 2 期中期計画の中で進捗管理をさらに徹底し、トップの強いリーダーシップの下、早期実現に努められたい。

## Ⅶ その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組

### 【総括的評価】

年度計画を概ね順調に実施した。

### 【法人の主な取組状況】

#### 1. 安全管理に関する目標を達成するための取組

- 安全確保の取組としては、80 時間以上の超過勤務者の所属課名を明記し、具体的な職場改善が討議できるようにした。しかしながら、超過勤務者の面接はできなかった。また、健康診断受診において、産業医による受診確認書の確認がセンター病院のみに止まるなど、各キャンパスの産業医との間で、効果的な連携が十分には取れなかった。
- 金沢八景キャンパスの消防計画・防災計画を作成し、金沢消防署に提出した。
- 新入生オリエンテーション時に防災メール登録啓発を行い、学生の登録者数の増加につなげることができた。また防災メールを使用した安否確認訓練を実施した。さらに八景キャンパス防災マニュアルを平成 22 年 10 月に制定するとともに、このマニュアルをベースとし、災害発生時の的確な対応を目的とし地震を想定した実働訓練を平成 23 年 3 月 1 日に実施した。その結果、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においても、学生全員の安全確認及び地域住民や帰宅困難者の受け入れを含め、発生後の対応を的確に行うことができた。

#### 2. 情報公開の推進に関する目標を達成するための取組

- 平成 22 年 7 月から 9 月にかけて、各所属における個人情報研修及び自主点検を実施した。さらに、個人情報の取扱状況について、第三者の視点で点検を行うことにより、個人情報漏えいリスクを洗い出し、漏えい事故等の防止及び適正管理を推進することを目的とし、一部の部署で相互点検を試行した。

### 【評価事項】

- 学生に対する防災メール登録の啓発を行うとともに八景キャンパス防災マニュアルを制定し、3 月 1 日に地震を想定した実働訓練を行うなどの日常的な取組が、大震災発生後の的確な対応につながったことは評価する。

### 【指摘事項】

- 超過勤務者への対応、産業医による健康診断受診書の確認の不徹底など、職員の健康管理への取組に不十分な部分が見られることは残念である。健康管理の充実を進めるよう期待したい。

## Ⅷ 予算、収支計画及び資金計画 等

### 【総括的評価】

平成 22 年度決算については、経常収益が順調に増加したこともあり、経常利益は前年度と同程度とすることができた。一方、目的積立金や当年度利益を、これまで対応が遅れていた老朽化した施設・設備の更新、法人固有職員の退職手当相当の引当の実施などに活用した。

結果として、法人経営上必要な対応を図りつつ、6 億円余の当期総利益を確保したことは、昨年度に当委員会が利益処分の承認にあたって付した意見を踏まえ、月次決算の精緻化を進め、経営状況を分析し、資金を柔軟に活用するといった意識が法人内に浸透し、適切な予算執行がなされたことは評価できる。

この中で、過年度大学院等従事手当・医師超過勤務手当の追給額約 3 億 4,000 万円が臨時損失として計上された点については、事務処理の適正性の点からも今後こうした事態が再発することがないよう適切に取り組むべきである。

しかし、平成 22 年度の当期総利益が生じたことについては、附属 2 病院の収益増の影響が大きく、これは診療報酬改定という大きな外的要因も働いているが、同時に人員配置の改善、施設・整備の充実など病院における着実な努力の結果であると認められる。

このような状況を踏まえ、大学、附属病院、センター病院別にそれぞれを分析・評価した結果、当委員会としては、設立団体の長が財務諸表を承認することについては、特に意見はないものと考ええる。

なお、平成 22 年度に発生した当期総利益については、平成 22 年度末までの目的積立金残高とあわせ、地方独立行政法人法第 40 条第 4 項に規定する積立金として、第 2 期中期目標期間の業務の財源に充てることとして法人から設立団体に対し申請された。これを受け、当委員会は、同第 5 項に基づき、平成 22 年度決算における課題等も踏まえ検討し、以下の意見を付した上で承認することは適当であるとの意見を設立団体の長あて提出している。

- (1) 平成 22 事業年度の当期総利益が生じた主たる理由として附属 2 病院の収益の増加が挙げられる。これは外部環境の変化によるところも大きいと考えられるが、同時に、人員配置の改善、施設・設備の充実など附属 2 病院の努力の結果として増収となったことが顕著に認められることから、これらの増収の要因についてさらに詳細に分析し、今後の経営に活かすべきである。
- (2) 平成 22 事業年度財務諸表の損益計算書において計上されている臨時利益のうち、運営費交付金収益については、設立団体から転籍した職員の在籍期間に応じて、本来設立団体が負担すべき退職手当負担分として交付されていたものが実際の退職手当支出額との差異により生じたものである。したがって同収益相当額は第 2 期中期目標期間においてもその本来の趣旨に充当すべきである。

### 3 参考

#### ◆委員構成(委員は50音順)

委員長	川村 恒明	公益財団法人神奈川芸術文化財団顧問
委員	蟻川 芳子	日本女子大学学長
	岸 勲	日本公認会計士協会神奈川県会相談役
	桐野 高明	独立行政法人国立国際医療研究センター 理事長
	山上 晃	横浜商工会議所顧問

#### ◆開催状況(平成21年度以降)

1. 第23回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成21年 5月 1日開催)
  2. 鶴見キャンパス視察 (平成21年 6月 30日開催)
  3. 第24回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成21年 7月 13日開催)
  4. 第25回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成21年 8月 3日開催)
  5. 第26回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成21年 8月 24日開催)
  6. 第27回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成21年 11月 13日開催)
  7. 第28回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成22年 1月 18日開催)
- 
8. 第29回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成22年 5月 7日開催)
  9. 第30回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成22年 5月 17日開催)
  10. 舞岡キャンパス視察 (平成22年 7月 7日開催)
  11. 第31回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成22年 7月 7日開催)
  12. 第32回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成22年 8月 3日開催)
  13. 第33回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成22年 8月 20日開催)
  14. 第34回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成22年 11月 8日開催)
  15. 第35回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成23年 2月 25日開催)
- 
16. 第36回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成23年 4月 28日開催)
  17. 第37回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成23年 6月 28日開催)
  18. 附属市民総合医療センター視察 (平成23年 7月 4日開催)
  19. 第38回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成23年 7月 4日開催)
  20. 第39回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成23年 8月 5日開催)
  21. 第40回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成23年 8月 22日開催)

#### ◆横浜市公立大学法人評価委員会事務局 横浜市政策局大学調整課

## 1. 法人評価の概要

公立大学法人横浜市立大学（以下「公立大学法人」という。）は法人化に伴い、市会の議決を経て、市が定めた中期目標の達成に向け、公立大学法人自らが策定した中期計画や年度計画に基づいて自主自律的な大学運営を推進することとなっている。また、公立大学法人は中期目標の期間（6年間）における業務の実績について横浜市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けるとともに、各事業年度における業務の実績についても評価委員会の評価を受けられている。

評価委員会は、各事業年度における評価にあたって、当該事業年度における中期計画の実施状況を調査及び分析し、その結果を考慮して総合的な評価を行う。またその評価結果を、公立大学法人に通知するとともに市長へ報告し、公表する。

なお、市長はこの評価結果を受けたときは議会へ報告することになっている。

## 2. 主な評価の方針

評価委員会は、主として次のような方針に基づき、業務実績に関する評価を行う。

- (1) 中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと。
- (2) 当該事業年度における業務の実績について評価を行うこと。
- (3) 前年度の評価の中で指摘のあった事項については、大学運営に反映されているかなど翌年度の評価の中で確認すること。
- (4) 中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査・分析を行うこと。
- (5) 自主自律的な大学運営の実現を目指し、法人全体の組織・業務等に関する改善・充実の観点から、必要に応じて修正を求めること。
- (6) 法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、必要に応じて、中期目標等の期間の中間点において振り返りとして総括を行うこと。

## 3. 評価の流れ

### ◆平成 22 年度業務の実績報告書の提出

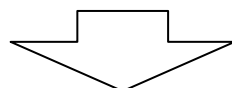
評価委員会は、あらかじめ示した評価の基準と項目に基づいて、公立大学法人が年度計画上の目標を達成するための取組(7分類)とその目標を達成させるための具体的な取組(14 項目)にまとめた「平成 22 年度公立大学法人横浜市立大学の年度計画における業務の実績報告書」等の提出を受けた。

これをまとめるにあたって、公立大学法人は年度計画上の取組 305 項目を対象に自己評価を行った。

A	B	C	D	合計
17	279	9	0	305

### 【評価の基準】

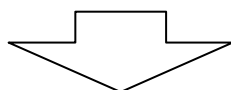
- A・・・年度計画を上回って実施している
- B・・・年度計画を順調に実施している
- C・・・年度計画を十分に実施できていない
- D・・・年度計画を実施していない



◆評価委員会による評価

公立大学法人から提出のあった平成 22 年度業務の実績報告書等に基づいて、評価委員会は書面審査及びヒアリングを実施し、次の項目に沿って調査・分析を行い、総合的に評価を行った。

評価委員会として評価した項目	自己評価	評価委員会による評価
<b>I 大学の運営に関する目標を達成するための取組</b>	<b>B</b>	<b>B</b>
1. 教育の成果に関する目標を達成するための取組	B	B
2. 教育内容等に関する目標を達成するための取組	B	B
3. 学生の支援に関する目標を達成するための取組	B	B
4. 研究に関する目標を達成するための取組	A	B
<b>II 地域貢献に関する目標を達成するための取組</b>	<b>A</b>	<b>A</b>
<b>III 国際化に関する目標を達成するための取組</b>	<b>B</b>	<b>B</b>
<b>IV 附属病院に関する目標を達成するための取組</b>	<b>B</b>	<b>B</b>
1. 安全な医療の提供のための取組	B	B
2. 健全な病院経営の確立のための取組	B	B
3. 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組	B	A
4. 高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組	B	B
5. 良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組	B	B
<b>V 法人の経営に関する目標を達成するための取組</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1. 経営内容の改善に関する目標を達成するための取組	B	B
2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組	C	C
3. 広報の充実に関する目標を達成するための取組	B	B
<b>VI 自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための取組</b>	<b>B</b>	<b>B</b>
<b>VII その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組</b>	<b>B</b>	<b>B</b>
1. 安全管理に関する目標を達成するための取組	B	B
2. 情報公開の推進に関する目標を達成するための取組	B	B



◆法人評価結果(報告書)の作成

【特色】

- ・ 年度計画全体の進捗状況を示す全体評価と各取組の進捗状況を示す項目別評価とに分けてまとめた。
- ・ 項目別評価において、法人から提出のあった業務の実績報告書やヒアリングを通じて取組状況を把握し、主な取組を記載するとともに、項目ごとの総括的評価を示した。
- ・ 法人の取組に対する評価事項及び指摘事項を明確に示した。
- ・ 市民にわかりやすく示すため用語解説を付した。